

令和3年度事業概要報告

事業名	実施事項	実施内容
1 広報啓発活動	(1) 暴力追放・銃器根絶運動推進県民大会の開催（開催中止）	○ 令和3年度大会は、10月27日、イオンモール岡山未来ホールにおいて開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)の拡大防止のため中止し、警察本部において、暴追功労・銃器根絶ポスターの表彰式のみを行った。
	(2) 広報・啓発資料の作成配付	○ 全国センター、県警察と連携し、 <ul style="list-style-type: none"> ・民暴相談のしおり (2,000部) ・企業・行政対象暴力の現状と暴力団情勢 (2,500部) ・暴力団追放ポスター(2,900部) を、センター独自では <ul style="list-style-type: none"> ・暴追センターだより(1,500部) ・暴追”21(1,500部) ・お客さま相談ノート(1,000部) ・暴力追放カレンダー(100枚) を作成・配付した。 ○ 賛助会員企業に対しては、隔月に暴力団情勢や不当要求の現状、対応要領等を内容とする「暴排スクラム」(A4版1～2枚)を約440箇所配信した。
	(3) マスメディア等の活用による広報	○ 多くの県民にセンターの存在をアピールするため、岡山市内を運行するバスの后面板への広告掲出及び車内アナウンスによる広報を実施した。 また、岡山駅のデジタルサイネージを利用した広報も実施した。
	(4) 暴排意識の高揚	○ 責任者講習や暴力団排除協議会などの場を利用して暴力団との関係遮断と排除、不当要求への対応要領等の指導を行った。
2 暴力排除組織の援助活動	(1) 暴力排除組織の活動に対する支援	○ 地域・職域の暴力追放団体等に対しては、各種暴排資料を提供するとともに、河川工事に伴う暴力団排除協議会に対しては、同協議会が独自で制作した暴力団排除ポスターの制作費につき、その一部を支援金として支給した。
	(2) 暴排セミナーの開催（開催中止）	○ 令和3年度セミナーは、9月15日、岡山ふれあいセンターにおいて開催する予定であったが、新型コロナの影響で中止した。
	(3) 暴力追放推進委員会議（開催中止）	○ 暴排気運の普及・啓発活動を行う暴力追放推進委員会議は、新型コロナの影響で中止し、暴力団情勢等の資料を配付して情報提供した。

事業名	実施事項	実施内容																		
3 暴力相談活動	暴力追放相談委員による相談活動	<p>暴力団や不当な要求にかかる相談678件を受理し、所用の指導・助言を行うとともに警察、弁護士会と連携して必要な対応を行った。</p> <p>参考</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年中</th> <th>29年</th> <th>30年</th> <th>元年</th> <th>2年</th> <th>3年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件</td> <td>568</td> <td>411</td> <td>423</td> <td>684</td> <td>678</td> </tr> <tr> <td>(%)</td> <td>(10.2)</td> <td>(7.5)</td> <td>(5.2)</td> <td>(13.4)</td> <td>(11.0)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ () は、相談者の相手方が暴力団（準構成員等を含む。）に該当した%</p> <p>※ 引継は警察4件、弁護士0件</p>	年中	29年	30年	元年	2年	3年	件	568	411	423	684	678	(%)	(10.2)	(7.5)	(5.2)	(13.4)	(11.0)
年中	29年	30年	元年	2年	3年															
件	568	411	423	684	678															
(%)	(10.2)	(7.5)	(5.2)	(13.4)	(11.0)															
4 不当要求防止責任者講習活動	公安委員会からの受託事業	<p>○ 令和3年度中、企業及び行政機関の不当要求防止責任者に対する講習は 企業対象 37回 行政対象 31回 の合計68回、延べ1,311名を対象とした講習を実施し、不当な要求への対応要領・ポイントについての具体的な事例を挙げての指導を行った。</p>																		
5 暴力団からの離脱救援活動	(1) 離脱者に対する救援	<p>○ 広域連携協定を利用した就労支援の要請1件があったが、受入企業に打診するも受入には至らなかった。</p> <p>○ 受入企業については、令和3年度中、新たに2件の企業を確保した。</p>																		
	(2) 暴力団離脱者対策協議会の開催（書面開催）	<p>○ 令和3年の「暴力団離脱者対策協議会」は書面表決とし、関係機関に対して現況説明を行った。</p>																		
6 暴力団事務所の使用差止及び事務所撤去に係る支援活動	(1) 池田組事務所使用差止支援	<p>○ 岡山市による池田組事務所の使用差止事案(令和3年8月、仮処分申立)については、県警察・弁護士会・暴追センターで構成する民暴対策岡山桃太郎チームを結成し、仮処分申立に向けた検討を行い、令和3年12月、岡山地方裁判所により事務所の使用差止仮処分命令が決定された。</p>																		
	(2) 三代目熊本組事務所撤去に向けた一次取得	<p>○ 地域住民等の生活の平穏を実現するため、三代目熊本組事務所の撤去に向け桃太郎チームを結成し、センターが同事務所を一次的に買い取り、解体して完全に撤去した後、一般企業に売却した。</p>																		
7 暴力団員等による不当な行為の救済保護活動	(1) 訴訟費用の貸付	<p>○ 対象事案はなかった。</p>																		
	(2) 暴排機器の貸出	<p>○ 対象事案はなかった。</p>																		
8 代理訴訟等の業務	暴力団事務所に対する住民運動の支援	<p>○ 対象事案はなかった。</p>																		
9 その他	民暴研究会の開催	<p>○ 令和3年12月2日、民暴研究会を開催し、8月に申し立てた「池田組事務所使用差止等仮処分命令申立事件」等について協議した。</p>																		